高教組速報

2019 年度
第２号
2019 年 7 月 25 日

長崎高教組　長崎市中川 2 丁目 2-5　TEL（095）827-5882
文責　寺田　杉

公立学校共済組合本部から各学校に直送される

「マイナンバーカード」ポスターに注意

※マイナンバーカード取得の法的義務付はなく、個人の選択に任されるべきもの

（政府も認めていること／共済組合長崎支部とも確認）

※健康保険証がマイナンバーカードになるものではありません

6 月 4 日開催されたデジタル・ガバメント閣僚会議で、**「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（2021 年３月から顔写真入りの身分証明書であるマイナンバーカードを健康保険証として利用）**等が決定されました。その中で「国家公務員及び地方公務員等（国家公務員共済組合・地方公務員共済組合）については、**本年度内に、マイナンバーカードの一斉取得を推進する**」ことが掲げられました。これを受けて公立学校共済組合本部は、取得推進のため、8 月を「マイナンバーカード月間」と位置づけ、「月間」に間に合うように、公立学校共済組合ホームページにアップ（7 月 26 日）し、各学校へは**マイナンバーカードのメリットを記したポスターを直送**し、学校での掲示と周知を図るとしています。また文科省は 7 月 5 日付で、教育委員会教育長宛に「市町の担当職員が出向き、学校等にマイナンバーカード発行の申請出張所を設けようとする際は、円滑に連絡調整できるように」と協力依頼の通知を発出しています。

高教組は 7 月 23 日、鍛治委員長、寺田書記長、馬場書記次長３人が、共済組合長崎支部と県教委へ、**共済組合員と被扶養者のマイナンバーカード取得を強制しないこと、個人の選択に任せることを強く要請しました**。共済組合長崎支部からは竹中事務局長他 2 人、県教委総務課からは 2 人が参加しました。**【共済組合長崎支部への要求】**①共済組合員やその被扶養者にマイナンバーカード取得を強制せず、個人の選択に任せること。②今後、マイナンバーカード申請書の作成のためのデータ提供や、各学校への申請書一斉配布は行わないこと。また、マイナンバーカードの申請・取得状況の把握は行わないこと。**【県教委への要求】**①任命権者として教職員に対し、マイナンバーカード取得は情報漏えいの危険性やプライバシーを侵害する恐れがあることを説明すること。②各学校でのとりまとめや提出状況の点検など、事実上の提出強制になる行為を行わないこと。併せて高教組は「健康保険証がマイナンバーカードになると誤解されるような表記・広報をしないこと」、「情報漏洩やプライバシー侵害の危険性の恐れがあること」を共済組合長崎支部から共済組合本部へ具申することを要求しました。**【共済組合長崎支部の回答】**強制はしない、個人の選択に任せられるべきものと回答し、その上でポスター掲示の協力はお願いしたい、今後、取得に関わる新たな「とりくみ通知」等が共済組合本部等から発出された場合は、高教組と事前に折衝するとしました。健康保険証がマイナンバーカードになると誤解して受けとめられる場合も想定できるので、正しく説明することを共済組合本部に具申するとしました。**【県教委の回答】**高教組の要求を踏まえ、文科省「通知」内容を今後検討するにとどまりました。

今後新たな動きがでる場合は、高教組は当局と交渉（折衝）を持ちます。不明な点や職場の状況等、情報や要望を高教組までお寄せください。

「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」では、マイナンバーカードを健康保険証として利用の他、①図書館カード②障害者手帳③お薬手帳④教員免許状、等との一体化を検討するなど、国が国民一人ひとりの個人情報を一元化して管理する危険性をはらむものとなっています。また社会科等の授業でマイナンバー制度を取り上げマイナンバーカードの周知を図るとしています。マイナンバーカードの取得を一気に促進するために学校教育を利用しようとするなど、看過できない重大な問題を含んでいます。